

議案第二十八号

三朝町防災会談条例の制定について

次のとおり三朝町防災会談条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十五年二月十二日

三朝町長 坂 出 雅 巳

昭和四拾五年貳月拾貳日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎



第一章 災害対策

三朝町 防災会議条例

(昭和 年 月 日)
条例 第 号

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第五項の規定に基づき、三朝町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 三朝町 地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

第十四編 防災 (防災会議条例)

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、町長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。

一 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者

五人以内

二 鳥取県の知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者

五人以内

三 町を所轄する警察署長

二人以内

四 町長が、その部内の職員のうちから指定する者

十人以内

五 教育長

六 消防団長

七 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから、町長が任命する者

四人以内

8 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

9 前項の委員は、再任されることが出来る。

六八五一

[鳥中文]

（専門委員）

第四條 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会議）

第五條 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

（議事等）

第六條 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（三朝町防災会議条例の廃止）

2 三朝町防災会議条例（昭和三十一年三朝町条例第二十号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例施行の際、現に旧条例の規定による防災会議の委員及び専門委員は、第三条第五項又は第四条第二項の規定による町長が任命又は指定した者とみなす。この場合において、委員の任期は、従前の規定による任命又は指名の日からこれを起算するものとする。

災害対策本部条例

（昭和 年 月 日）
（条例 第 号）

（目的）

第一條 この条例は、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条第六項の規定に基づき、災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第二條 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

〔鳥中文〕